



日・ドイツ租税協定



背景

- 1967年に現行の租税協定が発効(1980年・84年に一部改正)。
- 近年, 二国間経済関係が一層緊密化 ⇒ 投資所得(配当・利子・使用料)等の二重課税回避に高い期待
...経済界から強い改正要望あり
- 脱税等に対処するための税務当局間の協力枠組みを最新の国際標準に合わせて強化する必要性。

主要内容(現行協定の全面改正)

投資先の国(源泉地国)における限度税率の更なる引下げ等、二重課税の回避のための規定を拡充。

◆事業利得に対する新たな規定の導入(恒久的施設に帰属する課税対象利得の明確化)【第7条】

◆配当・利子・使用料に対する源泉地国での課税を更に軽減又は免除【第10条～第12条】

	配 当	利 子	使 用 料
現 行	15% (一定の親子会社につき10%)	10% (国債等につき免税)	10%
改 正 後	15% (一般) 5%又は免税(親子会社※)	免税	免税

※持株割合要件及び保有期間要件あり

◆協定の規定の適用に関する紛争の解決のための相互協議手続(仲裁手続を含む)【第24条】

脱税・租税回避行為を防止するための税務当局間の協力規定を拡充。

◆脱税等の防止のための税務当局間での情報交換の対象を拡充【第25条】

◆相手国の租税債権の徴収共助のための規定を導入【第26条】

期待される効果

- 源泉地国での課税権の範囲を更に限定し, 両国間での一層の二重課税の調整が図られる。
- 租税回避行為や脱税への対処により, 両国間の健全な投資・経済交流や人的交流が促進される。



■人口:

約8,094万人(2013年)

■一人あたりGDP:

47,250米ドル(2013年)

■在留邦人:

39,902人(2014年10月)

■進出日系企業:

1684社(2014年10月)

■進出分野:

自動車, 電機, 商社, 金融等

(参考)

■ドイツは, 米国, 英国, 中国等96か国との間で租税条約を締結済み。

■2014年5月に安倍総理がドイツを訪問。
2015年3月にメルケル首相が訪日。

■2015年12月に署名(於東京)。